

栃木県スキー連盟単年度認定スノースポーツインストラクター規程

(趣旨)

第1条 本連盟教育本部内規第2条に基づき栃木県スキー連盟単年度認定スノースポーツインストラクター（以下「単年度認定インストラクター」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 単年度認定インストラクターは、S A J公認スキー学校での指導に積極的に参加し、臨時教師として指導活動に当たるものとする。

2 指導の対象は、初歩のレベルのスキーヤー及びスノーボーダーとし、導入技術、基本技術の指導を行う。

(資格区分)

第3条 単年度認定インストラクターの資格区分は、スキーとスノーボードの2資格とする。

(単年度認定インストラクター検定会の実施)

第4条 単年度認定インストラクター検定会（以下「単年度検定」という。）は、本連盟の主催で県内のS A J公認スキー学校（以下、スキー学校という。）が主管し養成講習検定方式で実施する。

(検定員)

第5条 単年度検定は、資格区分スキーについては、各スキー学校の公認スキーC級検定員以上の資格を有する検定員2名以上（内主任検定員は公認スキーB級検定員以上の有資格者1名）で行う。資格区分スノーボードについては、各スキー学校の公認スノーボード準指導員以上の資格を有する検定員2名以上（内主任検定員は公認スノーボード指導員以上の有資格者1名）で行う。

(検定会)

第6条 単年度検定の実施要項は、養成講習検定会を開催するスキー学校がそれぞれ公示する。

(1) 養成講習検定会は、同一年の年度内において必要な時期に複数回実施できるものとする。

(2) 受検料は各スキー学校が定める。

(実施要領及び認定基準)

第7条 インストラクター検定会の実施要領及び認定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 養成講習は、6時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 養成検定は、次のカリキュラムに準じて実施する。

① 実技内容、4時間（検定を含む）

本連盟教育本部が示した内容で実施する。

② 理論内容、2時間（理論テストを含む）

本連盟教育本部が示した内容で実施する。

(3) 検定の評価は、各検定員の講習検定会での評価内容を以て学校長が合否の最終判定し、本連盟に報告して認定を受ける。

(受検資格)

第8条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) 受検年度のS A J 会員登録済の者
- (2) 受検年度の4月1日現在、18歳以上の者
- (3) 申込時点までに検定を受ける資格区分スキー、資格区分スノーボードごとに、それぞれS A J 級別テスト2級以上を取得している者
- (4) スキー傷害保険（S A J スキー補償制度に準じる）に加入している者

(受検手続)

第9条 受検する者は、受検願書に必要書類を添え、検定料と共に受検するスキー学校に提出しなければならない。

(認定者の手続き)

第10条 認定者は、認定時に認定料を納入し認定証の交付を受けるものとする。認定料は、資格区分ごとに7,000円とする。ただし、公認スキー準指導員で、資格区分スノーボードの認定を受ける場合など、公認スキー準指導員及び公認スノーボード準指導員以上のS A J 有資格者が、異種の資格区分の認定を受ける場合の認定料は、5,000円とする。

(認定期間)

第11条 認定者の認定期間は、認定日から当該年度内とする。

(結果の報告)

第12条 スキー学校長は、検定会実施の結果を本連盟会長へ2週間以内に報告するとともに認定料を納入しなければならない。

(資格の取り消し)

第13条 規約に違反し、指導者としての体面を汚す行為があったときは単年度認定インストラクターの認定を取り消す。また、認定を取り消された者は、次年度以降、当該資格を受検することができない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附 則)

- 1 この規程は、令和元年11月9日から施行する。